

健康への第一歩!

令和
6年度

健康診断が スタートしました

協会けんぽではご本人様・ご家族様の生活習慣病の予防・病気の早期発見のため、健康診断の費用補助をおひとり様年度に1回行っております。今年度のスタートに、ぜひ早めに健診を受診しましょう。



被保険者(ご本人)様向け 生活習慣病予防健診

対象者	35～74歳の被保険者(ご本人)様
項目	基本的な項目(問診・診察等、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査等) + プラス 3大がん検診(胃がん、肺がん、大腸がん) 女性の方は年齢によって、乳がん・子宮頸がん検診も補助が受けられます。
受診方法	受診希望の健診機関へ電話等で直接ご予約ください。協会けんぽへのお申込みは不要です。
受診費用	最高で 5,282円 (乳がん、子宮頸がん検診は別途自己負担が発生します)
ご案内について	令和6年3月下旬ごろ事業所様へお送りしています。



さらに!

令和6年度より「付加健診」の対象が拡大!

詳しい健診をより多くの方に受けていただけるようになりました。



現行

40歳、50歳

令和6年4月～

40歳、45歳、50歳、55歳、
60歳、65歳、70歳

■ 付加健診とは?

節目の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診です。自己負担額 最高2,689円で一般健診と合わせての受診が可能です。

被扶養者(ご家族)様向け 特定健診

対象者	40～74歳の被扶養者(ご家族)様
項目	基本的な項目(問診・診察等、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査等) ※がん検診については、お住まいの市町村からの案内をご覧ください。
受診方法	以下のいずれかの方法で受診が可能です。 ● 受診を希望する医療機関へ、直接予約し受診 ● 協会けんぽの集団健診に申込み(集団健診案内に同封のハガキを返送)
受診費用	無料 または 1,152円
ご案内について	4月上旬頃、被保険者(ご本人)様住所あてに黄色の封筒で「特定健康診査受診券(セット券)」を送付しております。受診にあたっては受診券が必要です。



※能登半島地震の影響で、健診のご案内について発送時期が変更となる場合があります。

お問い合わせ先 (協会けんぽ石川支部) 保健グループ | TEL 076-264-7200 [音声ガイダンス②]

令和6年 能登半島地震
関連情報

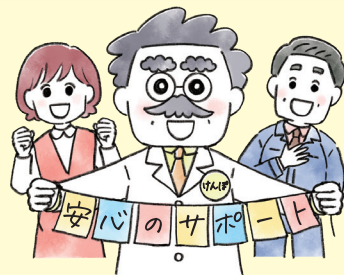
医療機関窓口における一部負担金免除は9月30日までです。
最新情報は協会けんぽホームページにてご確認ください。



健康保険(保険給付)のご案内

協会けんぽでは、病気やケガ、出産など、さまざまなシーンで皆さまの健康づくりや生活の安定をサポートしています。

ご申請の際は**新様式のご使用**をお願いいたします! 申請書はこちら▶



病気やケガで会社を休んだとき

お勤めされている方(被保険者)が病気やケガで会社を休んだときは、通算して1年6カ月の期間、休業補償として**傷病手当金**を申請できます。

申請書 **傷病手当金支給申請書**

出産したとき

お勤めされている方(被保険者)およびご家族の方(被扶養者)が出産したときは、**出産育児一時金**を申請できます。

申請書 **出産育児一時金支給申請書**

●直接支払制度が便利です!

協会けんぽから医療機関に出産育児一時金を直接支払う仕組み(**直接支払制度**)があり、この制度を利用すると、**出産育児一時金の申請を省略**(注)することができます。



ご希望の場合には、医療機関へご依頼ください。

(注) 出産費用が出産育児一時金の支給金額を下回った場合、その差額分の申請が必要になる場合があります。

支給金額 **一児につき 50万円**

産科医療補償制度の未加入分娩機関での出産または妊娠22週未満で出産した場合 **一児につき 48万8千円**

※出産日によって金額が異なる場合があります

出産のために会社を休んだとき

お勤めされている方(被保険者)が出産のため会社を休んだときは、産前産後の休業補償として**出産手当金**を申請できます。

申請書 **出産手当金支給申請書**



医療費の全額を負担したとき

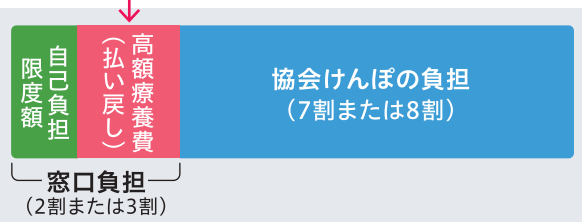
就職直後で保険証がない等、やむを得ず全額自己負担で受診したときや、治療上の必要からコルセット等の治療用装具を装着したときは**療養費**を申請できます。

申請書 **療養費支給申請書**

医療費が高額になったとき

申請書 **高額療養費支給申請書**

支給金額 **自己負担限度額を超えた額**



●限度額適用認定証が便利です!

事前に限度額適用認定証を交付申請いただくことで、医療機関の窓口負担が自己負担限度額までとなり、高額療養費の申請を省略することができます。

●マイナ保険証ならもっと便利に!

マイナンバーカードを保険証として利用することで、限度額適用認定証の交付申請は**不要**となります。

マイナ保険証について詳しくはこちら▶



亡くなったとき

お勤めされている方(被保険者)がお亡くなりになった場合は**埋葬料(費)**を、ご家族の方(被扶養者)がお亡くなりになった場合には**家族埋葬料**を申請できます。

申請書 **埋葬料(費)支給申請書**



お問い合わせ先(協会けんぽ石川支部) 業務グループ

TEL 076-264-7200 [音声ガイダンス①]

全国健康保険協会 石川支部
協会けんぽ

〒920-8767 金沢市南町4-55 WAKITA金沢ビル9階

協会けんぽ 石川 検索



協会けんぽの**給付金の申請**や**健康づくりの紹介動画**はこちらから

協会けんぽの**メールマガジン**健康保険の最新情報を**無料**でお届け!

登録はこちらから

